

(仮称) 台東区公契約条例骨子案 パブリックコメントの実施結果

意見受付期間	令和5年7月14日(金)～8月10日(木)		
意見受付場所	区公式ホームページ上での受付のほか、各区民事務所・分室・地区センター、区政情報コーナー、生涯学習センターで受付。		
意見受付件数	17人	73件	
提出方法の内訳	郵送	1人 (8件)	ファクシミリ 3人 (24件)
	ホームページ	9人 (24件)	持参 4人 (17件)

分類	項番	意見	区の考え方
(1) 条例制定の目的、基本方針について	1	台東区の発注方針に区内事業者の受注機会確保と育成、働き方改革の実行の観点を盛り込み、適正な賃金、労働環境の確保の原資となる適正な利潤の確保に配慮していただきたい。	区内事業者の受注機会確保と育成は、条例目的達成のために必要と考えております。
	2	区内事業者の受注機会の確保の為 ・区内業者・準区内業者(長期在席)の入札参加を原則とする。 ・下請業者は区内業者を選定する努力義務を規定する。	
	3	3の(1)「基本方針」について、発注にあたっては、受注者および受注関係者が労働報酬下限額以上の賃金・報酬を支払うことが可能で、適正な利潤が確保できるように、発注者(区)の責務として適正な価格・数量等による積算に努めること、発注者(区)と受注者との対等平等な関係などを明記すべきと考える。	これまでも発注にあたり適正な積算と見積に基づく予定価格設定に努めて参りました。条例制定後も、継続してまいります。 発注者と受注者の関係性については、契約は両者が対等の立場で合意の元に行われることが原則と考えております。
	4	労働者の適正な労働環境の確保の為 ・完全週休2日制を規定する。 ・上記に伴う適正工期・価格を設定する。	
	5	・労働報酬下限額及び事務量増加を加味した適正な予定価格を設定する。	

分類	項番	意見	区の考え方
(2) 対象となる公契約の範囲について	6	将来的には適用工事の金額範囲を下げてください。	<p>いただいたご意見につきましては、条例施行後の事務量や条例の効果を検証した上で、必要に応じて検討してまいります。</p>
	7	<p>「3(2) 特定公契約の適用範囲」に関して 公契約条例の効果を考えると、特定公契約の適用範囲は広ければ広い方がよいのですが、事業者および区の事務負担を考えると、条例施行当初は一定の制限が必要であると理解します。適用範囲については、例えば、特約公契約の発注額の合計が、自治体の発注額の合計の過半となるようにするなど、条例効果と事務負担とのバランスを考慮して設定することが必要です。 (他、同意見5件)</p>	
	8	<p>(2) 対象となる公契約の範囲について、「特定公契約の適用範囲については予定価格1億円以上の工事」とありますが、一律の金額による適用は、昨今のインフレ傾向を鑑みれば、将来における対象工事の思わぬ増大を招く恐れがあることから、金額について一定期間毎に見直す、もしくは、金額に加え、工期等の工事規模を適切に測る基準を設けるべきと考えます。</p>	
	9	<p>・特定公契約の範囲を予定価格5千万円以上の工事にする。</p>	

分類	項番	意見	区 の 考 え 方	
(3) 労働報酬下限額、対象となる労働者の範囲について	10	<p>労働報酬下限額の支払いの実効性を担保する定め 労働報酬下限額の支払いの実効性を担保するため、労働者が事業者に対して労働報酬下限額という労働債権を確実に請求できるよう、次のことを条例に定めることが必要です。</p> <p>(1) 労働者に対する公契約条例および条例対象事業の労働報酬下限額の周知</p> <p>(2) 労働報酬下限額の未払い又は労働報酬が労働報酬下限額を下回る場合に、当該労働者が区（特定公契約の当事者）に対して申し出ができる権利</p> <p>(3) 上記申し出をした労働者に対する事業者による不利益取り扱いの禁止（他、同意見5件）</p>	<p>条例の実効性を高めるために、いただいたご意見に関する事項が必要と考えております。</p>	
	11	<p>労働報酬に係る受注者の「連帯責任」</p> <p>受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払うべき労働報酬を支払わないとき又は受注関係者が支払った労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、当該受注関係者と連携して、当該労働者等に対し、当該労働報酬に相当する金額又は労働報酬下限額と当該支払った労働報酬の額との差額に相当する金額を支払わなければならないことを下請保護や元請責任（建設業法）の観点から盛り込ませる必要があります。（他、同意見4件）</p>		
	12	<p>「3（3）労働報酬下限額」に関して</p> <p>周辺区の公契約条例にて、労働報酬下限額について会計年度任用職員給与を勘案基準としている例がありますが、同給与の水準は労働に対した民間水準と比しても低すぎるため、「公契約における基本方針」の①「業務の質の確保」、③「労働者の適正な労働環境の確保」のためには適切ではなく、条例の効果も得られにくいと考えます。従って、条例または施行規則における労働報酬下限額の勘案基準に関する規定については、その後の審議において、同給与に縛られず、最低賃金、民間賃金、行政職給与・公的指標（複数の条例制定区において勘案基準となっている）等を広く勘案する規定とすることが必要です。（他、同意見5件）</p>		<p>具体的な労働報酬下限額については、台東区公契約審議会における審議と答申を踏まえて決定する予定です。</p>
	13	<p>労働報酬下限額が提起されるようだが、決して最低賃金に張り付かないで欲しい。</p>		

分類	項番	意見	区の考え方
(3) 労働報酬下限額、対象となる労働者の範囲について	14	(3) 労働報酬下限額、対象となる労働者の範囲について「下請業者の労働者や派遣労働者、いわゆる一人親方を含む」とあります。建設業は専門性の高い仕事毎に分離・分割され多数の業者が介在する特徴があることから、確認方法につきましては個々の業者の過度な負担とならないよう、簡便な方式を採用されることを要望いたします。また、その検討過程では、関係者との適切な意見交換をお願いいたします。以上です。	事業者の負担や区のチェック体制等を踏まえて、チェックシート形式での報告書の提出を検討しております。
	15	労働報酬下限額対象となる労働者の範囲について・再下請を行った場合の再下請負企業で就業する労働者の賃金が労働報酬下限額を下回った時の差額の賃金の支払いについて区の支払い義務を規定する。	賃金等の未払い及び不足分の支払い義務については特定受注者が負うものと考えております。
	16	適用範囲について、工事請負契約等については予定価格1億円以上を対象とするとあるが、建築工事では本体工事と設備工事を分離発注する案件が想定される。本体工事が1億円以上で条例対象案件であっても、分離発注により設備工事が1億円以下となった場合、同一現場内で対象となる従事者と対象外の従事者が混在するケースが想定される。そうした事態が発生しないように、対象範囲金額の引き下げや分離発注を対象とする措置が必要と考える。	ご意見としてお伺いします。
(4) 区の権限について	17	「3(4) 区の権限」に関して 労働報酬下限額の支払いの実効性を担保するため、事業者に対する、契約違反をした場合の違約金、損害賠償、指名停止について定めることが必要です。 (他、同意見5件)	違約金及び損害賠償につきましては、いただいたご意見を踏まえ、条例に反映させてまいります。 指名停止については、指名停止基準の見直しを検討してまいります。
	18	現場労働者の聞き取り調査をしてください。これをしてしないと絵に描いた餅になってしまうと思います。	いただいたご意見につきましては、条例施行後、必要に応じて検討してまいります。
	19	条例施行後の確認体制、事務手続き、受注者への報告の要求、立ち入り調査、質問などは簡素化、IT化を図り受注者の事務負担を軽減していただきたい。	事業者の負担や区のチェック体制等を踏まえて検討してまいります。

分類	項番	意見	区の考え方
(5) 審議会の設置について	20	<p>「3(5) 審議会の設置」に関して (仮称) 台東区公契約審議会は、他条例施行自治体と同様に、学識者委員、事業者委員、労働者委員のそれぞれ複数人の構成とする必要があります。また、条例運用に関して関係者の意見を聴き、条例をより効果的なものとするため、区長から諮問される審議・調査事項については、労働報酬下限額、条例に係る重要事項とすることが必要です。</p> <p>また、審議会では他区と同様、閉鎖的にせず一般傍聴も可能とし開かれた公契約条例審議会にする必要があります。 (他、同意見5件)</p>	(仮称) 東京都台東区公契約審議会においては、労働報酬下限額の設定、その他公契約に関する必要な事項について審議を行う予定です。
	21	<p>台東区公契約審議会は中小企業団体、中小建設業団体、関係市民団体からの委員も含めた構成にしていきたい。</p>	ご意見としてお伺いします。
その他	22	<p>台東区公契約条例に期待しています。これをきっかけに上がらない賃金相場が上がり工事品質が良くなったらうれしいです。</p>	<p>本条例の制定により、公契約における労働環境の整備や区民サービスの向上等の目的を達成できるよう努めてまいります。</p>
	23	<p>現在の最低賃金では生活が苦しく生活が出来ない。公契約条例が制定することで発注者、受注者、そしてそこで働く労働者の3者が恩恵を受けるものを期待しています。</p>	
	24	<p>台東区公契約条例、期待しています。</p>	
	25	<p>心待ちにしていました。</p>	
	26	<p>大きな期待をしています。</p>	
	27	<p>台東区において公契約条例が制定されるということで、大きな一歩であり期待しております。</p>	
	28	<p>全体として骨子案に示された内容については、ILO94号条約に準拠した公契約条例案であり、賛同する。</p>	

分類	項番	意見	区の考え方
その他	29	現場に公契約条例適用現場だと判るポスター掲示を義務としてほしい。ポスターには主要職種の報酬下限額がわかる表示と相談窓口の表示も欲しいです。相談に来た労働者と下請け業者の秘密を守っていただきたい。	周知方法につきましては、いただいたご意見を踏まえて検討してまいります。
	30	労働者等への周知方法について、建設工事では下請の重層化、従事者の流動性が高いので、特に従事者への周知徹底を図る必要があると考える。従事者自身の職種確認、下限額等の確認のために、従事者一人ひとりから確認等を取る必要があると考える。従事者への確認カード配布 や自署済みの確認書 の提出を求めることを検討されたい。	
	31	受注者が業務に従事する労働者に賃金の下限以上を支払える公共労務単価、最低制限価格の引き上げ、ダンプの排除をお願いしたい。	契約制度については、これまでも様々な改正を行ってきたところですが、今後も適宜見直しについて検討を進めてまいります。
	32	<ul style="list-style-type: none"> ・調査基準価格の低入札による失格基準を東京都に準じた額に引き上げる。 ・総合評価方式入札の範囲を拡大する。 	
	33	<p>民法規整型の通称「ILO第94号条約型」条例とすること</p> <p>条例の類型については、条例適用事業において、受注者または受注関係者による労働者に対する労働報酬下限額以上の支払いを適法に担保する唯一の仕組みである、民法規整型の通称「ILO第94号条約型」条例（※）とすべきです。具体的には、民法537条の「第三者のためにする契約」として、区と受注者の間で、受注者が、①労働者に対して労働報酬下限額以上の賃金・報酬を支払うこと、②受注関係者と連帯して、受注関係者が労働者に支払う賃金・報酬が労働報酬下限額を下回った場合に、その差額を当該労働者へ支払うことを契約する旨を定めた条例となります。</p> <p>※ILO第94号条約</p> <p>国際労働機関ILOの「公契約における労働条項に関する条約」のこと。同条約の目的は、①人件費が公契約に入札する企業間での競争の材料にされている現状を一層するため、すべての入札者に最低限、現地で定められている特定の基準を守ることを義務づけるこ</p>	条例の実効性を高めるために、いただいたご意見に関する事項が必要と考えております。

分類	項番	意見	区の考え方
		と、②公契約によって、賃金や労働条件に下方圧力がかかることのないよう、公契約に基準条項を確実に盛り込ませること、である。 (他、同意見5件)	
	34	<p>雇用継続</p> <p>受注者が、継続性のある業務に関する公契約等を締結する場合、当該業務に従事する労働者の雇用安定、当該業務の質の維持および継続性の確保に配慮し、当該公契約等の締結前から当該業務に従事していた労働者のうち希望する者を、特段の事情がない限り雇用するように努めることを定める必要があります。</p> <p>(他、同意見5件)</p>	<p>雇用契約は、最終的には事業者と労働者の間で決定される事項ではありますが、安定したサービスの提供のために配慮すべき事項と考えております。</p>